生涯学習センターの利用について

営利を目的とした団体・個人の利用や、金銭を集めて利用をする場合などは、利用料金が2.5倍の利用に該当する場合があります。申し込みは、使用期日の属する月の2か月前の15日以降からです。

生涯学習センターの利用に係るセルフチェックシートの内容で、確認します。

- ○原則、利用申請ごとに利用料金 2.5 倍の利用に当てはまるかどうか確認させていただきます。ただし、継続的にセンターをご利用いただいている利用者さまは、セルフチェックシートの継続保管により、利用申請ごとの記入を省略することができます。
 - ⇒グループの代表者の交代や活動内容に変更があった場合、随時セルフチェックシートの更新をお願いします。
 - ⇒記入から相当期間経過した場合、セルフチェックシートの更新をお願いすることがあります。

【よくある質問】どんな費用を集めるときに、利用料金が2.5倍の利用になるの?

- ⇒どのような名称かではなく、費用の性格で判断します。
- ・会費……グループに所属する特定の会員(メンバー)から徴収し、グループで管理し、 グループ運営のために消費する費用のこと。
- ・原材料費……調理実習の食材や工作の材料など、本人が消費する材料に充てることが容易に確認できる費用のこと。
- ・会費と原材料以外の費用を徴収する場合、利用料金が 2.5 倍の利用となります。
- ☆部屋代や講師謝金の弁償に充てるなど、利益を上げることを目的としていなくとも、不特定の来場者 から金銭を募る場合、いかなる名称であっても利用料金が 2.5 倍の利用となります。
- ☆資料代は、紙代に加え原稿料の性格をもった費用が含まれる場合があり、客観的な価格の判断が難しいため、原材料費には含みません。

利用料金が 2.5 倍になる法人一覧例 (法人税法別表第1及び別表第2に掲げる法人以外)

I strait I made and I made a post of the analysis and a post of the analysi					
い	一般財団法人(非営利型以外)	し	社会保険労務士法人	ち	中小企業等協同組合(事業
	一般社団法人(非営利型以外)		商工組合•連合会(出資)		協同組合·連合会、事業協同
	医康汁 1 / 社会医康汁 1 以以 2		英庆继振卿如众 法人会		小組合•連合会、信用協同組
	医療法人(社会医療法人以外)		商店街振興組合·連合会		合•連合会)
か	株式会社		消費生活協同組合·連合会	٤	投資法人
	株式会社設立の学校		信用協同組合·連合会		特殊会社
	監査法人		信用金庫·連合会		特定目的会社
き	共済水産業協同組合連合会		森林組合·連合会		土地家屋調査士法人
	行政書士法人	す	水産加工業協同組合•連合会		特許業務法人
	漁業協同組合·連合会	世	生活衛生同業組合・連合会(出資)	な	内航海運組合·連合会
	漁業生産組合		生活衛生同業小組合	の	農業協働組合・連合会
LJ	合資会社		生活協同組合·連合会		農事組合法人
	合同会社		生産森林組合		農林中央金庫
	合名会社		税理士法人	^	弁護士法人
L	事業協同組合·連合会		船主相互保険組合	ゅ	有限会社
	事業協同小組合·連合会	そ	相互会社		輸出組合(出資)
	司法書士法人	た	たばこ耕作組合		輸出水産業組合
					輸入組合(出資)
				ろ	労働金庫·連合会
			•		

生涯学習センターの利用に係るセルフチェックシート

Q1 団体の利用か、個人事業主の利用か				
□団体(グループ)→Q2へ □個人事業主→Q4へ				
Q2 裏面の表に掲げる法人名義(法人別表第1及び第2に掲げる法人以外)で利用する				
□はい→2.5倍の利用 □いいえ→Q3へ				
Q3 代表者または主宰者がセンターを利用した活動で収入を得ている、または主宰者が裏面に掲げる法				
人である				
□はい→2.5倍の利用 □いいえ→Q5へ				
【代表者または主宰者がセンターを利用した活動で収入を得ている例】				
① 講師が、会員(受講者)を募集し、会費や月謝等を集める場合				
② 自主学習グループの形でも、講師や上部団体等が実質的な運営をしており、収入を得ている場合				
(自主学習グループ会員が、会計管理をしておらず、講師等が管理している等が該当します。)				
Q4 個人事業主(個人で事業を行い収入を得ている者)が、センターで個人事業に関わる内容で利用する				
(例:私塾の講師による私塾、個人経営の従業員採用試験や面接、研修会など)				
□はい→2.5倍の利用 □いいえ→Q5へ				
Q5 センターを利用した活動で参加者から金銭を集める				
※前売り券など、館外で事前あるいは事後に金銭を授受する場合を含む				
□金銭を集める □金銭を集めない→Q6へ				
「□特定の会員やメンバーから徴収している会費→Q6へ				
□参加者本人が消費・使用するものにあてる原材料費(資料代除く)→Q6へ				
□入場料、参加費、受講料、資料代など <u>上記以外の全ての金銭</u> →2. 5倍の利用				
Q6 センターを利用して実施する活動に <u>付随して</u> 、以下のいずれかの行為を行う				
・物品等の販売 ・有償での役務の提供(例:有料講座や有料相談会や有料美術品鑑定等)				
・特定の業界、会社、サービス、事業、商品の説明や宣伝など(事後、営利行為につながる活動)				
□はい→2.5倍の利用 □いいえ→一般利用				
(ふりがな)				
利用団体名:				
(ふりがな) 代表者名:				
代表者連絡先: () (記入日 年 月 日)				